再送達上申書

令和　　年　　月　　日

東京地方裁判所民事第２１部 御中

債権者 印

債　権　者

債　務　者

第三債務者

上記当事者間の御庁令和　　年（　）第　　　　　号債権差押命令申立事件について，

債務者に対する債権差押命令の送達が　　　　　　　を理由として不送達となっているが，債務者の勤務先を調査したところ，勤務先が判明したので，下記の債務者勤務先に

あてて再送達を実施されたく上申する。

記